

日時：令和6年7月30日(火) 14時30分～17時00分

場所：神奈川県庁新庁舎5階 第5会議室

議題1 今後の社会活躍に向け、当事者部会で取り組んでいきたいことについて

(議題の概要)

今後の当事者部会で取り扱う議題の一部とするため、当事者部会で取り組んでいきたいことについて委員の意見を伺った。

(主な意見)

- ・よりわかりやすい方法で各団体の活動を社会へ発信できると良い
- ・障がい、生きづらさの可視化をしたい。

議題2 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について

○「基本計画」の指標と評価について

(議題の概要)

障がい当事者の目線に立った指標について、第1回当事者部会で出された意見をもとにした事務局案を示し、数・内容・表現について委員の意見を伺った。

また、計画の評価について障がい当事者による評価を新たに加えることを検討していくことを報告した。

(事務局案)

- ・障がいのある人が生活するにおいて、不便を感じたり危険を感じる割合
- ・障がいがあっても、普通に生活していて不自由がないと思える割合

(主な意見)

- ・加える指標は事務局案の「障がいがあっても、普通に生活していて不自由がないと思える割合」1つで良いと思う。
- ・指標は、不便を感じる、危険を感じる等のマイナス表現での聞き方わかりやすい。
- ・指標の数・内容は事務局案の2つで良いと思う。
- ・調査の際に自由記述欄を設けてもよいと思う

○「基本計画」の概要版について

(議題の概要)

300頁ほどある基本計画を、ポイントをわかりやすくまとめたA4両観音折り8頁の概要版を作成したため、委員の意見を伺った。

概要版のイメージ→

(画像は別の事業のパンフレット)



(主な意見)

- ・みんなが読めるわかりやすいものを作ってほしい。
- ・点字版・音声版・拡大版を作成するとともに、イラストには説明を加えてほしい。
- ・支援者向け・一般向け・当事者向け用などターゲットごとに分けてはどうか。
- ・300ページから8ページになると、だいぶ内容が絞られるので、間にもう1クッションあると良い。

議題3 神奈川県地域福祉支援計画の見直しについて

(議題の概要)

「基本計画」の約1年前に改訂された神奈川県地域福祉支援計画に「基本計画」の考え方を
入れるため、見直しを行う予定。「当事者目線に立った、その人らしく暮らすことができる地域
づくり」という柱を新たに加え、次の3つの取組の追加を検討しているため、3つの追加が
妥当か、また、他に追加したほうが良い取組について意見を伺った。

- ①当事者活動や本人活動に関する取組
- ②本人の望みや願いに寄り添える人を育てる取組
- ③施設の利用者の希望に沿って自宅などで暮らせるようにする取組

(主な意見)

- ・3つの取組はとても良いと思うが、それぞれが独立しているとあまり意味がないので、それ
らが連携しあえるような取組も必要だと思う。
- ・②と③を一つにして「施設や地域などの希望を聞く」でもよいのではないかな。

議題4 障害福祉に係る政策立案過程への障がい者の参加について

(議題の概要)

県の審議会等への障がい当事者の参加について、会議名や会議の概要・現時点での当事者委員
登用の有無を記載した一覧を示し、各会議に対する意見をいただいた。

(主な意見)

- ・障がい当事者が利用できる運動施設が少ないので、「神奈川県スポーツ推進協議会」に
当事者委員を増やした方がよい。

議題5 施設等における権利擁護について

○グループホームや施設で生活する方のためのノート

(議題の概要)

グループホームや施設で生活する方のためのノートの作成や、万が一虐待等を受けてけがを
した際の民事上の権利行使について説明し、委員の意見を伺った。

(主な意見)

- ・○×など、指をさして意思表示ができるようなものにしても良いと思う。
- ・困ったときの連絡先のファクシミリの番号やメールアドレスも入れてほしい。

○県立障害者支援施設についているカメラについて

(議題の概要)

県立障害者支援施設でのカメラ設置について、設置の是非や場所、録音の有無について、委員
の意見を伺った。

(主な意見)

- ・居室や風呂への設置はやめてほしい。
- ・プライベート空間へは入口に設置するなどの配慮が必要。
- ・トイレや風呂は1対1になり事故や虐待も発生しやすいのでつけた方がよい。
- ・音声もつけた方がよい。

さんこう (参考) グループホームや施設で生活する方のためのノート of the image

神奈川県 【資料5-1】

グループホームや施設で生活する方のためのノート
～ともに生きる社会を目指して～

(虐待ってなに? : わかりやすい版ノート)



神奈川県

- ✓ 職員が、あなたにとっていやなことをしていたらそれは虐待がもたれません。
 - ✓ もし、「いやだな」「やめてほしいな」とおもったら「やめて」と言ていいのです。
 - ✓ あなたのことを虐待から守るための障害者虐待防止法という法律があります。
 - ✓ このノートには虐待が、どのようなものかを書いてあります。
 - ✓ 嫌なことがあった時に、このノートに相談できる人の連絡先を書いておきましょう。
- 障害サービス課福祉施設グループ

虐待ってなに?

虐待とは、職員が、あなたにとって嫌なことをすることです。虐待があった時は、あなたが話しやすい人に教えてください。

- 身体的虐待**
 - 叩いたり蹴ったりする
 - 痛いことをする
 - 部屋に閉じ込める
- 心理的虐待**
 - 悪口を言う
 - 怒鳴る
 - 無視をする
- 経済的虐待**
 - 勝手にあなたのお金を使う
 - お金を渡してくれない
- 放棄・放置**
 - ご飯をくれない
 - 服をかえてくれない
 - 困っているのに助けてくれない
- 性的虐待**
 - あなたの体を触る
 - 裸をみたり、写真をとったりする

連絡先

困ったときはあなたが話しやすい人に教えてください。話しやすい人を書いておきましょう。

- 家族

名前: _____
電話番号: _____
- 成年後見人

名前: _____
電話番号: _____
- 施設・グループホームの相談先

苦情解決担当者: _____
だいごんしゃいじん 第三者委員: _____
- 虐待防止センター

場所: _____
電話番号: _____
- _____ 相談支援事業所

名前: _____
電話番号: _____
- _____ 警察署

電話番号: _____
- _____ 市役所

名前: _____
電話番号: _____